

「施設設置者の自転車駐車場設置義務制度」の改正について

1 目的

これまで区は、公共の場所における自転車等の放置を防止するため、特に自転車等の駐車需要の集中する鉄道駅周辺において自転車駐車場を整備するとともに、自転車利用者に対する放置防止指導や放置された自転車の撤去を行うなどの対策に取り組んできた。

また、昭和 63 年 10 月より多くの人々が利用する施設を新築する者に対しては、その用途や規模に応じ、利用者のための自転車駐車場を、当該施設または敷地内、若しくは敷地から「おおむね 50 メートル以内の場所」に設置することを中野区自転車等放置防止条例及び同条例施行規則において義務付けている。

中野駅周辺については、平成 24 年 6 月に「中野駅周辺まちづくりグランドデザイン Ver. 3」を策定し、今後の空間整備にあたっては歩行者の安全な通行を第一に考え、歩行空間の確保や動線整備を行っていくこととし、平成 26 年 3 月に改定した「中野駅地区整備基本計画」では、「歩行者優先エリア」(別紙 1)の外周に公共自転車駐車場を分散して配置する方針を示している。

このような状況の下、「歩行者優先エリア」内に大規模施設が新築され、利用者のための自転車駐車場が設置された場合、大量の自転車が集中することにより歩行者の安全な通行に支障が生じる恐れがある。そのため、今後は一定規模以上の施設の新築にあたっては、その施設の用途や規模、立地、そして自転車駐車場の規模(駐車台数)などに鑑み、「歩行者優先エリア」の外に自転車駐車場の設置を誘致していく必要がある。

そこで、下記のとおり施設を新築する者に義務付けている「自転車駐車場設置義務制度」を改正するものである。

2 改正内容

下記の対象者については、中野区自転車等放置防止条例施行規則第 3 条の規定にかかわらず、施設から一定程度離れた場所に利用者のための自転車駐車場を設置することができるものとする。

(1) 対象者

「中野駅地区整備基本計画(平成 26 年 3 月改定)」における「歩行者優先エリア」内に「設置義務自転車駐車場」の台数が 100 台以上となる施設を新築する者

(2) 自転車駐車場を設置することができる場所

「歩行者優先エリア」外であって、かつ、当該施設から自転車駐車場まで数分程度の歩行により到達できる場所(300m以内)

(3) 設置場所にかかる事前協議

「歩行者優先エリア」の外に自転車駐車を設置しようとする者は、その設置する場所等について事前に区と協議を行うこと。

3 自転車駐車の適正利用及び自転車放置防止のための対策

隔地に自転車駐車を設置した施設の管理者等は、自転車駐車が適正に利用され、放置自転車が発生することのないよう下記の対策等を行うこととする。

(1) 適正利用の周知・啓発

自転車を利用して施設を訪れる者に対しては、施設から離れた場所に自転車駐車場があることの周知や自転車駐車場への駐車の誘導、そして路上等への放置を行わないことの注意喚起を行うこと。

また、誘導案内員を配置することなどにより、施設付近の道路等に自転車が放置されないよう利用者に対する自転車駐車場への案内や放置防止指導を行うこと。

(2) 利用者にわかりやすい案内・表示

施設から離れた場所に自転車駐車場が設置されるため、自転車駐車場から当該施設までの経路に自転車駐車場案内板等の設置など、利用者にわかりやすい案内や表示を行うこと。また、自転車駐車場の入口には利用者の利便性や視認性を考慮して表示板等を設置すること。

4 実施時期

平成 30 年 12 月 1 日

5 今後のスケジュール

平成 30 年 9 月 区ホームページでの周知

